

地域包括ケアにおける 医薬連携について

はじめに

高齢化の進展により、複数の医療機関から多数の薬剤を処方される市民が増えています。外来で薬物治療を受けるがん患者さんも増加し続けており、地域医療における薬剤師の役割が大きくなっています。平成27年以降、患者さん本位の医薬分業に向けた施策が次々と打ち出され、住み慣れた地域で安心して薬物療法を受けるための環境整備が進められています。

本稿では、政府が推進している地域包括ケア（市民の皆さまが住み慣れた地域で安心して生活するための医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるシステム）における医師と薬剤師の連携（医薬連携）の重要性について述べさせていただきます。

薬剤師の業務が対物から対人へ

薬剤師の業務は対物業務と対人業務に分けられます。

対物業務	・処方箋の受取や保管 ・調製（秤量、混合、分割） ・薬袋の作成	・報酬の算定 ・薬剤の監査と交付 ・在庫管理
対人業務	・処方内容のチェック（重複投薬、飲み合わせなど） ・医師への疑義照会 ・副作用や服薬状況のフィードバック ・在宅訪問における薬学管理 ・処方提案 ・残薬の解消	

以前は薬剤師の業務は薬中心の対物業務と考えられていました。ところが、平成27年に厚生労働省が公表した「患者のための薬局ビジョン」のなかで、薬剤師の業務は対物から対人へシフトすべきとされ、薬剤師の業務が多様化してきました。薬剤師および薬局には、服薬情報の一元管理や継続的な把握、それに基づく薬学的管理と服薬指導、医療機関との連携が求められており、対物業務を効率化するための機器の導入も進んでいます。平成28年、平成30年、令和2年の診療報酬改定でも、薬剤師の対人業務や「かかりつけ薬局」を評価する取組が行われています。

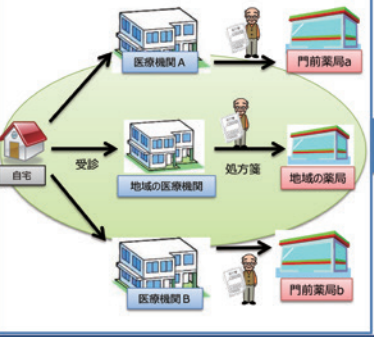
医薬分業に対する基本的な考え方

○薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
○これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上するほか、医療費の適正化にもつながる。**

今後の薬局の在り方（イメージ）

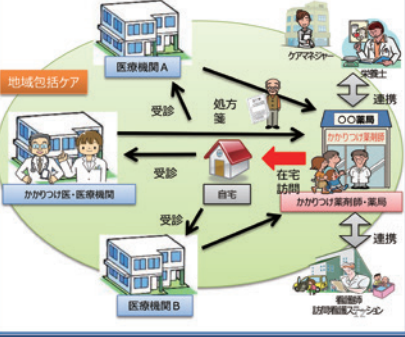
現状

多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後

患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



第156回厚生労働省 市町村セミナー資料より引用

地域包括ケアと医薬連携

薬剤師は、薬の専門家として地域包括ケアに積極的に関わることが期待されています。薬局には、OTC（市販薬）、健康食品等の適正な使用促進に

よる市民の健康増進や、健康相談、栄養相談、介護相談、医療相談等の相談窓口としての機能も期待されています。

「かかりつけ薬局・薬剤師」には、かかりつけ医等と連携しながら上記機能を一体的に地域住民に提供することにより、適切な薬物療法の提供と市民の安心・安全な生活の確保に貢献することが求められています。

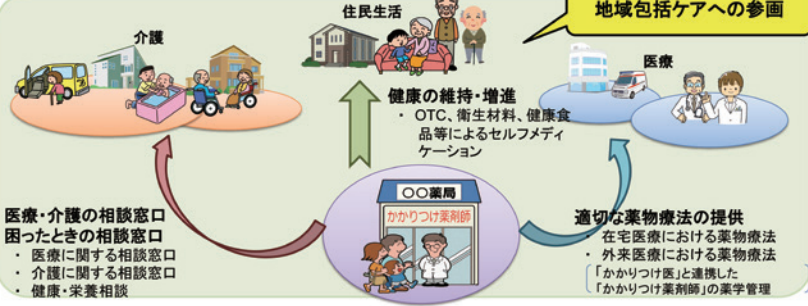
ウィズコロナの時代となり、医師の処方箋に基づいて感染者の自宅に医薬品を届けて、訪問服薬指導を行う薬剤師も増えてきました。近年ニーズが高まっている在宅医療においても薬剤師の役割はとて大きく、地域包括ケアになくてはならない専門職種となっています。

地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の機能のイメージ

○ **薬の専門家として、住民の薬物療法全体（外来、在宅医療）について、一義的な責任を持って提供。**
○ 住民の健康維持・増進のためにOTC、健康食品等を提供し、その適正な使用促進による健康を確保。
○ 最も気軽に相談できるファーストアクセス機能を活用し、医療・介護の住民窓口として、住民の様々な相談（健康相談、栄養相談、介護相談、医療相談等）を最初に受付（適切な相談窓口の提供など）。

↓

○ **「かかりつけ薬局・薬剤師」として、かかりつけ医等と連携しながら、上記機能を一体的に地域住民に提供することにより、健康の維持・増進を図りつつ、困ったときの相談役と、医療必要時の適切な薬物療法の提供が可能となり、住民の安心・安全な生活の確保に貢献。**



第156回厚生労働省 市町村セミナー資料より引用

おわりに

薬剤師の業務は調剤だけではなく、地域包括ケアシステムの中で薬剤師と薬局が果たすことのできる役割はたくさんあります。健康サポート機能（健康の維持と相談に関する相談、OTC医薬品等の提供）、適切な薬物療法の提供、服薬指導、在宅医療と介護への対応（在宅患者に対する薬学的な管理、医療機器、医療材料、介護用品等の提供）などです。地域包括ケアは医薬連携を含めた多職種連携によって成り立っています。

本稿では、近年重視されている薬剤師の対人業務と「かかりつけ薬局」を中心に、地域包括ケアにおける医薬連携の重要性についてご紹介させていただきました。

出典：厚生労働省 第156回市町村職員を対象とするセミナー
地域包括ケアシステムにおいてかかりつけ薬剤師・薬局に期待される役割
<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000848542.pdf>
(相模原市医師会 とい なお き 土肥 直樹)

相模原市医師会 眼科医会

2023年3月12日(日)から18日(土)は世界緑内障週間です。

緑内障の正しい知識を広めることを目的に、各地の建造物・医療機関などをシンボルカラーである緑色に点灯する、ライトアップinグリーン運動が行われます。

眼科医会では、相模原麻溝公園にご協力いただき、グリーントワー相模原（展望塔）のライトアップを行います。ライトアップ日時は、3月12日～18日：日没～明け方までです。（電力事情等により中止あり）

緑内障は、日本の中老年における失明原因の第1位です。早期発見、適切な治療を継続することで進行を遅らせ、失明を防ぐことができるようになってきました。

これを機会に、多くの相模原市民の皆さまに、眼の検診・眼の健康について関心を持っていただき、周囲の方に広めていただけたらと思います。

子ども予防接種週間のお知らせ

期 間 令和5年3月1日（水）～7日（火）
主 催 日本医師会、日本小児科医会、厚生労働省

予防接種に対する関心を高め、予防接種率の向上を目的として、上記期間を「子ども予防接種週間」といたしました。

期間中、協力医療機関において、通常の診療時間帯に予防接種を受けにくい人たちに対し、予防接種を行います。

※子ども予防接種週間における協力医療機関の詳細につきましては相模原市医師会ホームページ⇒
をご覧ください。

お問い合わせ先：相模原市医師会事業課 ☎042-756-1700



休日・夜間の急病診療制度の利用

まず、かかりつけの医師に相談してください。かかりつけの医師が不在、近所の医療機関で診療が受けられない方は

☎042-756-9000 相模原救急医療情報センターへ お電話してください。

	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時
平日	■			
土曜日	■			
休日	■			

…電話受付時間

市民のみなさんへお願い

- ◇診療可能な医療機関を案内します。
- ◇医療相談・歯科案内は行なっておりません。
- ◇急病で困ったときに利用してください。
- ◇**応急診療**が目的ですので、翌日はかかりつけの医師または近所の医師の診察を必ず受けてください。
- ◇**健康保険証**を必ず提示してください。されない場合は自由診療扱いとなり、費用が高額になります。
- ◇救急車は、生命に危険が生じた患者さんを一刻も早く運ぶためのものです。安易な利用は避けてください。
- ◇歯科の急病については**相模原口腔保健センター**☎042-756-1501へ（ウエルネスさがみはら2階）
- ◇**服用している薬がある場合は、お薬手帳もしくは処方された薬をお持ちください。**